

財務省告示第四百十四号
 国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵
 省令第三十号）第六条第十一项の規定に基づき、
 平成十九年十一月十二日に発行した利付国債の発
 行条件等を次のとおり告示する。

平成十九年十二月七日

財務大臣 額賀 福志郎

一	二	三	四	五	六	七	八	九
名称及び記 号	発行の根拠	法律及びそ の条項及び適 用等	発行方法	発行額	払込金額	最低額面金	振替単位	発行行 格
利付国庫債券（十年）（第二百八 十八回）	特別会計に関する法律（平成十 九年法律第二十三号）第四十六 条第一項	社債等の振替に関する法律（平 成十三年法律第七十五号）以下 「振替法」という。の規定の適 用を受けるものとし、その振替 機関は日本銀行とする。	いによる発行	額面金額で八十億七千九百九十 万円	八十一億二千五百十四万七千四 百四十円	五万円	振替法の規定による振替口座簿 の記載又は記録は、最低額面金 の整数倍の金額によるものと する。	平成十九年十一月十二日 額面金額百円につき百円五十六 銭

十一
十二

利率
の経過
払込み
の利率

年一・七パーセント
各募集取扱機関は、払込金額
に加え、次の算式により算出
した金額を第十八号に規定す
る期日に払い込むものとす
る。

$$\frac{\text{額面金額の総額} \times 1.7}{100} \times \frac{53}{365}$$

(二) 発行時において、その利子

に係る所得税が源泉徴収さ
れるものとして振替口座簿
中の口座に記載又は記録さ
れるものについては、前記
の算式により算出した金額
から当該金額に百分の二十
を乗じた金額（ただし、当該
国債を発行時において取得
する者が非居住者又は外国
法人である場合には、前記
の算式により算出した金額
に当該非居住者又は外国法
人が適用を受けるとして所得
税率を乗じた金額）を控除す
ることができる。

十三
初期利子

平成二十年三月二十日を支払期
とし、次の算式により算出した
金額を支払う。ただし、支払期
が銀行休業日に当たるときは、
その翌営業日に支払う（以下、
次号及び第十五号において規定
する期日について同じ。）。

$$\frac{\text{額面金額}}{100} \times \frac{1.7}{1} \times \frac{1}{2}$$

十四

第二期以後の利子

毎年三月二十日及び九月二十日を以て、その日以前六月間に属する

十五

償還期限

平成二十九年九月二十日

十六

償還金額

額面金額百円につき百円

十七

元利支

日本銀行

十八

払込期日

平成十九年十一月十二日